

第4回北杜市上下水道事業審議会

日時 令和7年4月11日（金）午後2時から

場所 北杜市役所 北館3階大会議室

出席委員 内藤歳雄、浅川俊夫、清水博樹、赤岡繁生、渡邊洋子、堤和彦、小林喜文、進藤美久、浅川稔、仁科陽一、岩波信司、赤羽久、中山欣也、秋山広志、半田静子、田中堯子、西田継

事務局 田中 伸（上下水道局長）、坂本幹雄（上下水道総務課長）、鈴木敏仁（上下水道施設課長）、有賀英敏（上下水道維持課長）、原 和也（総務担当）、小尾泰士（経理担当）、柳澤信吾（総務担当）

議題 (1) 前回審議会の概要について
(2) 従量料金の逦増度の修正について
(3) 答申の取りまとめについて
(4) 北杜市上下水道耐震化計画について
(5) その他

公開・非公開の別 公開

傍聴人 7名（定員25名）

内容

1 開会

事務局： 定刻前ではございますが、皆様お揃いでございますので、会議を始めさせていただきます。会議に先立ちまして、相互にあいさつを交わしたいと思います。皆さん、ご起立をお願いいたします。「相互に礼」。ご着席ください。ただいまより第4回北杜市上下水道事業審議会を始めさせていただきます。本日の司会を務めさせていただきます、上下水道局上下水道総務課長の坂本幹雄でございます。よろしくをお願いいたします。事前にお知らせさせていただきましたとおり、本審議会は北杜市審議会等の会議の公開に関する要綱第3条の規定により、公開となります。本日の会議ですが、報道機関から取材の申し出がありましたのでご承知おきをお願いいたします。なお、非開示情報に該当する事項等がある場合につきましては、その都度お諮りいたしますのでよろしくをお願いいたします。本日の会議は3名の欠席者がおりますが、審議会条例第7条の規定により、過半数に達していますので、本日の会議は成立することをご報告いたします。引き続きまして、本日の資料の確認をさせていただきます。本日の資料は、お手元でございます、「本日の次第」、「資料1 前回審議会の概要について」、「資料2 従量料金の逦増度について」、「資料3 答申の取りまとめについて」、「資料4 北杜市上下水道耐震化

計画について」でございます。もし無い方がおられましたら、お知らせください。

それでは、ただいまより、北杜市上下水道事業審議会を開会いたします。初めに内藤会長から皆様にご挨拶を申し上げます。

2 会長あいさつ

会 長： 皆さん、大変お忙しい中、今日も会議への出席、大変ありがとうございます。今日は、晴天とは言えませんが、このところ夏日に近い日が続いており、桜の開花、スイセンの開花と春らしさを感じているところであります。

さて、ちょうど 3 年前に上下水道料金改定の諮問があったわけですが、その頃は、まだ新型コロナの影響もあって、社会全体で先が見通せない状況でありましたが、本審議会では、「水道ビジョン」や「経営基本計画」など、しっかり作り上げながら、ようやく答申の完成間近になったなどと感じているところです。今日の会議も、多くの意見や提案を出していただき、本審議会が益々実りある会議となりますよう、よろしく申し上げます。以上、私からの挨拶とさせていただきます。

3 職員紹介

事務局： ありがとうございます。

続いて議事に移ります前に、4月の人事異動により、上下水道局職員の変更がございましたので、紹介させていただきます。最初に、会計課工事検査監から上下水道施設課長に着任しました鈴木でございます。続いて、税務課市民税担当から上下水道総務課経理担当に着任しました小尾でございます。以上、新しく 2 名が事務局メンバーとなりましたので、どうぞよろしくお願いいたします。

4 議事

事務局： それでは議事に移ります。北杜市上下水道事業審議会条例第 7 条の規定により会長に議長をお願いいたします。内藤会長よろしくお願いいたします。

議 長： それでは議長を務めさせていただきます。どうぞ協力よろしくお願いいたします。本日の議事録の署名について、審議会名簿順により進藤美久委員、浅川稔委員の 2 名を指名します。よろしくお願いいたします。それでは、議事に入ります。

(1) 前回審議会の概要について

議 長： 議事(1)「前回審議会の概要について」議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局： 上下水道総務課の原です。よろしく申し上げます。それでは議事(1)「前回審議会の概要について」、3月24日に開催いたしました第3回審議会の振り返りをさせていただきます。お手元の資料1をお願いします。

最初に「答申(案)について」です。こちらは、第2回審議会において経過措置の部分を除いた答申案をご提示し、継続審議とさせていただいておりました。委員の皆様から3点ほどご意見がありましたので、それらを反映し、追記や修正を行った箇所について、ご確認をいただきました。その他、文言や文章の修正、あるいは補足の説明を加えた箇所がいくつかございましたが、いずれも内容が大きく変わるものではないことを説明させていただき、意見集約とさせていただいたところがございます。

次に、「経過措置期間(6年)における措置回数について」です。こちらは、経過措置の適用に当たりまして、使用者の負担感を最大限配慮することを念頭に経過措置の回数、あるいは端数処理の計上の仕方など、全部で9つのケースによる再検証を行ったところがございます。経過措置は、使用者の皆様の負担感を少しでも和らげるために設けられる措置であることを踏まえ、全地区の負担感が最も小さくなり、支払額が最も少なくなる措置回数を6回、端数を後半に計上する経過措置を適用すること、またその適用に伴う減収への対応策をお示しさせていただく中で、全地区への経過措置の適用について、委員の皆様のご了解をいただいたところがございます。また、意見集約が図られましたことから、経過措置による料金体系案を反映した答申案を追加資料としてご提示し、本日の審議会で意見集約を行うこととしております。以上、前回の振り返りとさせていただきます。

議長： ただいま事務局から説明がありました。この件につきまして、ご意見、ご質問がありましたら、挙手にてお願いします。質問が無いようですので、議事(1)については、以上とします。

(2)従量料金の逡増度について

議長： 続きまして議事(2)「従量料金の逡増度について」議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局： 引き続きよろしく申し上げます。着座にて失礼いたします。それでは議事(2)「従量料金の逡増度の修正について」です。こちらは、昨年10月の第9回審議会において、県内他市あるいは類似団体の逡増度をお示しさせていただきましたが、その数値に誤りがありましたことから修正をさせていただくものです。お手元の資料2をご用意ください。

最初に逡増度について改めて説明させていただきます。こちらは、今回の答申の内容を改めて記載させていただいておりましたが、逡増度は水1m³を使用した時の最大単価と最小単価の倍率を比較したもので、逡増の強弱を示す一つの目安と

なるものです。この数値は逓増制を採用する他事業体と比較する場合に用いられ、一般的には大口使用者にどれだけ多くの負担を求めているかを測る指標と言われております。しかしながら、本市のように基本料金に一定の水量を含む基本水量制を採用している事業体は、従量料金の最低単価が高めに設定されている場合が多く、基本水量を採用していない事業体とは、場合によっては同じ尺度での比較が難しいと言われております。そのようなことから、他の事業体との比較ということもありますが、それは飽くまで目安であって、どちらかと言うと北杜市の一つの事業体として料金改定前の逓増度と改定後の逓増度が上がったのか下がったのか、そのような視点で比較するものと考えております。続いて逓増度の算出方法です。算出方法については、水道料金算定要領や水道料金改定業務の手引きなどで、特に明確に示されているものではございません。飽くまで各事業体が独自に算出しているものであります。算出方法は大きく二つの方法があり、一つは①の計算式によるもの、もう一つが②の計算式によるものです。①につきましては、神奈川県営水道や秦野市が用いているもので、基本料金分も含めて1 m³当たりの最低単価を算出し、従量料金の最高単価との比較を行うものです。②につきましては、京都市や滋賀県大津市などの自治体が用いている方法で、基本料金分を除き従量料金の最高単価と最低単価を比較するものです。これら二つの方法があり、ホームページ等で逓増度を検索しますと、各事業体の逓増度を知ることができますが、その数値を一概に比較できるものではないことをご承知おきください。本市では、これまで①の算出方法、基本料金を含めた逓増度で比較検討を行ってききましたが、今回新たに②の方法、基本料金を含めず従量料金の最高単価と最低単価による逓増度での比較を行ったところでございます。資料の一番右側、逓増度①と②の列がありますが、先ほど説明した2通りの方法により算出しています。例えば北杜市の新料金の逓増度を計算しますと、逓増度①であれば、こちらの計算式に基づき1.88となります。逓増度②であれば、従量料金の一番高い単価224円を一番低い単価である107円で割った2.09となります。このような計算式に基づき、県内各市並びに東部地域広域水道企業団の逓増度を算出しております。

資料の左下のグラフは、①の基本料金を含んだ算出方法による逓増度をグラフにしたものです。ちょうど真ん中の緑色のグラフになりますが、白州・武川地区の現行料金の逓増度は1.83でございます。また、右側から3つ目のグラフは、明野ほか5地区の現行料金の逓増度で2.21となっております。赤のグラフが北杜市の新料金による逓増度で1.88となります。白州・武川地区は基本料金が低かったこともあり、若干ではあります0.05ポイントほど逓増度が上がっています。一方、明野ほか5地区は、0.3ポイントほど逓増度が下がっており、全体的に見ると今回の料金改定により逓増度が緩和された料金体系となったということになります。右隣のグラフは、②基本料金を含まない考え方による逓増度をグラフにしたものです。先ほどとは傾向が変わり、白州・武川地区の逓増度は甲府市に次いで高く2.75の数値になります。明野ほか5地区は2.10の数値であることから、白州・武川地区の逓増度の方が高い結果になります。また、新料金の逓増度は2.09になりますので、白州・武川地区で見ると0.6ポイントほど減少し、明野ほか5地区も0.01ポイントの減少となることから、②の算出方法においても逓増度が緩和され

た料金体系となったということになります。いずれの算出方法においても、本市は県内では逓増度が高い水準にあることは変わりませんが、今回の料金改定により、多少なりとも逓増度が緩和されたということでございます。

続きまして、逓増度の考え方です。逓増度が 1.00 に近づくほど大口使用者と小口使用者との料金格差が少ないと言えます。また、基本料金を高く設定している事業体は全体的に基本料金の単価が上がり、従量料金の単価が下がりますので、場合によっては、逓増度が 1.00 を下回る場合があります。上段の表、下から 3 行目をご覧ください。こちらは、上野原市の秋山簡易水道の料金体系ですが、左側から基本料金 2,000 円、基本水量は 10 m³となっています。従量料金は、11 m³以上 187 円の 1 区画として、従量料金を均一にしています。このような料金体系を単一型料金体系あるいは均一型料金体系と言い、使用水量が多い少ないに関わらず、大口使用者であっても小口使用者であっても格差のない料金体系になります。こちらの料金体系を、逓増度②の算出式に当てはめると、逓増度は 1.00 となります。参考までに説明させていただきました。

資料の右下にお戻りください。逓増度の影響です。逓増度が低いと大口使用者の料金負担が小さく、小口使用者の負担感が大きくなります。逆に逓増度が高いと、小口使用者の負担感が小さくなり、大口使用者の料金負担は大きくなるという相反関係にあります。本市においては、先ほどもグラフでお示しましたが、現行の料金体系は大口使用者に依存する料金体系でありましたことから、小口使用者の大幅な負担増にならないよう配慮しつつ、今回の料金改定では逓増度の緩和を図り、大口使用者に過度の負担が偏らない料金体系の検討を進めてきたところでございます。

資料の 2 枚目をお願いします。上段は第 9 回審議会でお示しさせていただいた資料となります。こちらは訂正前のもので、右下の県内他市・企業団、類似団体の逓増度に誤りがありました。下段が訂正させていただく内容で、訂正箇所をオレンジで記載しております。こちらは逓増度①の計算式、基本料金を含む考え方によるもので本市の数値に変更はありませんが、他事業体において逓増度の数値に変更が出ております。こちらは、1 枚目の左側のグラフでお示した数値と一致するものです。また、類似団体の岡山県笠岡市、新潟県村上市は①②と記載がありますが、こちらは口径 13 mm に対して基本水量が 4 m³の場合と 8 m³の場合があること、あるいは 5 m³の場合と 10 m³といった 2 つの料金体系があることから①②と記載をしております。笠岡市①は基本水量 4 m³のみで、従量料金の設定がなく逓増度が算出できませんので棒線としております。村上市の①②と富山県の南砺市は、単一型の従量料金であることから、大口、小口の格差がございません。逓増度の計算式に当てはめると、いずれも数値は 1.00 となります。

以上、逓増度の修正に合わせて、本日は全体的な考え方を含めて説明をさせていただきました。当初の数値に誤りがあり大変申し訳ございません。説明は以上となります。ご審議のほどお願いいたします。

議長： ただいま事務局より説明がございました。この件につきまして、ご意見、ご質問がありましたら、挙手にてお願いいたします。質問が無いようですので、議事

(2)については、以上とします。

(3) 答申の取りまとめについて

議長： 続きまして議事(3)「答申の取りまとめについて」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局： 引き続きよろしく申し上げます。着座にて失礼いたします。それでは議事(3)「答申の取りまとめについて」です。こちらは、前回からの継続審議となっておりますが、委員の皆様からは特段のご意見等はありませんでした。一部、事務局で文言や文章の修正を行っておりますので、説明させていただきます。お手元の資料3をご用意ください。追記・修正箇所は、緑色で記載をしています。いずれも内容が大きく変わるものではなく、文言の修正、補足の文章や言葉を加えたものです。

5 ページをお願いします。(4)料金算定期間ですが、こちらは文章のつながりが悪かったことから、前段と後段を入れ替えて文章のつながりが良くなるよう修正を行いました。特に内容が変わるものではございません。

7 ページをお願いします。(エ)従量料金の逡増度です。こちらは、逡増度は水 1 m³を使用した時の最大単価と最小単価の倍率を比較したものであることを、補足の文章として追記しました。また、下段の脚注の部分になりますが、逡増度の算出方法は、算定要領や手引きなどに具体的に示されているものではなく、各事業者がそれぞれの方法で算出していることを記載しました。

8 ページをお願いします。これまで文末を「望ましい」で留めていましたが、他のページと同様に「望ましいと判断しました」に統一しました。

9 ページをお願いします。中ほどの明野ほか5地区の料金表をご覧ください。左側の基本料金の部分ですが、これまで「1 か月当たり」と記載していたものを「1 か月につき」に修正しました。右側の水量料金ですが、こちらは「超過料金」と記載していたものを「水量料金」に改めました。これらは、現行の条例に合わせるよう修正を行ったものです。また、水量区分につきましては、これまでの記載に誤りがあり「1 か月当たり」から「1 m³につき」に修正を行っております。続いて白州・武川地区の料金表をご覧ください。下から2行目が「70 mm」と誤った記載であったことから「75 mm」に修正を行っております。以降 10 ページから 16 ページも同様の内容で修正を行っております。

27 ページをお願いします。こちらは、審議会の開催の経過・内容ですが、本日、第4回目の審議内容を追記しております。

28 ページをお願いします。こちらは、第2期審議会からの中間報告の内容を参考資料として載せております。中ほどの2「料金計算方法の変更」をご覧ください。こちらの記載内容、中間報告の内容に誤りがありましたので、内容について説明させていただきます。前段ですが、「現状の条例に規定されている料金計算方法は、水道、下水道共に内税式かつ、10 円未満を切り捨て処理するという変則的な算定方法を採用しています。」とあります。こちらの内容ですが、水道料金、下水道使

用料ともに条例上の料金単価については、内税方式ではなく、外税方式、税抜での表記となっております。また、今回の一連の論議においても、全て税抜単価での表記としておりますので、この部分に関する影響等はありません。続いての文章になりますが、「このため、過去の消費税率改定に際し、値段を据え置いてきた経過があり、段階的に収益が圧迫されてきました。」とあります。こちらの内容ですが、過去の消費税率の改定において値段を据え置いてきた経過はありません。合併以降、平成 26 年 4 月、令和元年 10 月と二度の消費税率の改定がありましたが、いずれも増税に伴う水道料金並びに下水道使用料の改定を行っております。以上、2 点については記載内容の誤りでございます。続いて、文末になりますが、「併せて事業収益を少しでも確保するために、10 円未満切り捨て処理の廃止をご検討ください。」とあります。現在、市の給水条例に基づき、料金算定の結果 10 円未満の端数が生じたときは、これを切捨て処理しています。この廃止を検討することについて、前々審議会から中間報告があったところですが、今回の料金改定に併せて、この切捨て処理の廃止を行った場合、金額としては 10 円未満と僅かな金額ではありますが、使用者の皆様にとっては料金改定に併せて二重の負担感となってしまいます。そのことから、事務局判断の中で、今回の改定論議からは除かせていただきましたことをご理解いただければと思います。以上、答申案の説明とさせていただきますが、本日は答申の最終取りまとめということでご審議をお願いしたいと考えております。よろしくお願いたします。

議 長： ただいま事務局より説明がございました。この件につきまして、ご意見、ご質問がありましたら、挙手にてお願いたします。質問が無いようですので、ただいま事務局から説明があった提案を、当審議会の答申にしてよろしいか伺います。皆さんよろしいでしょうか。

委 員： 異議なし。

議 長： それでは、当審議会では、この提案を答申といたします。なお、答申書につきましては、後日私と清水副会長の 2 人で、北杜市長さんへ提出させていただきますので、ご承知おきください。

議事(2)については、以上とします。

(4)北杜市上下水道耐震化計画について

議 長： 続きまして議事(4)「北杜市上下水道耐震化計画について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局： 4 月より上下水道施設課長に配属されました鈴木敏仁と申します。よろしくお願いたします。着座にて説明させていただきます。「北杜市上下水道耐震化計画について」であります。上下水道耐震化計画については、令和 6 年 1 月 1 日に発生

した能登半島地震において、上下水道施設に甚大な被害が発生し、上下水道システムの急所施設の耐震化が未実施であったことにより、復旧が長期化した実態を踏まえ、避難所等の重要施設に接続する上下水道管路等の耐震化を計画的・重点的に上下水道一体に進める必要があるとされ、令和6年9月に国より各上下水道事業者へ「上下水道耐震化計画」の策定についての要請があり、策定いたしました。「急所施設」とは、その施設が機能を失えば、給水や排水などといったシステム全体が機能を失う恐れがある最重要施設のことを指します。また「避難所等」については、北杜市地域防災計画で指定されている避難所、緊急避難場所、福祉避難所のことを指します。上下水道システムの急所施設や避難所等の重要施設に接続する上下水道管路等について、上下水道一体で耐震化を推進するための計画となり、地震や水害などの災害時に、水道施設の安全性を確保し、生活に必要な水の安定供給と、排水の安定処理の継続のために策定しています。

それでは、「北杜市上下水道耐震化計画の内容について」説明させていただきます。1ページをご覧ください。本計画は、令和7年1月に策定しました。目標とし、対策が必要な急所施設について、今後、おおむね50年間で耐震化の完了を目指します。計画期間については、令和7年度から令和11年度までの5年間で、特に規模の大きい避難所等に接続する上下水道管路等の耐震化整備を目標に掲げています。計画について、5年を一期として、5年ごとに見直すことになります。

3の「下水道処理区域内における避難所等の重要施設について」、表に整理しています。「病院」として、塩川病院、甲陽病院。「避難所」として明野小学校をはじめ全33施設。「福祉施設」として、北杜市保健センターをはじめ全7施設。「防災拠点」として明野総合支所をはじめ全9施設。「そのほかの施設」として、明野中学校校庭から武川小学校校庭までの全8施設。合計59施設を上下水道共通の重要施設として位置付けています。令和5年度末時点上下水道管路等の耐震性能確保済み施設数は0となっていますが、令和11年度までに4とすることが目標となっています。この4につきましても、塩川病院、須玉合体育館・穂足スポーツ公園、須玉デイサービスセンター、北杜市役所を位置付けています。以降、表の見方とし、(令和5年度末時点)と(令和11年度末)の欄の個所数や延長の上下の対比で整備計画の有無をご判断いただければと思います。

4の「下水道処理区域外における避難所等の重要施設について」は、表にまとめさせていただいているとおりであります。こちらについては、耐震化整備計画はありません。限られた予算の中、まずは下水道処理区域内における上下水道管路の耐震化整備を優先したいと考え、上記の塩川病院外3施設に接続する上下水道管路の耐震化整備を計画に位置付けています。

続きまして3ページをご覧ください。「水道システムの急所施設耐震化について」であります。5の(1)川や湧水などから水を汲む「取水施設」、(2)その水を施設へ運ぶ「導水施設」、(3)送られてきた水を安全な水道水にする「浄水施設」、(4)作られた水を配水池へ運ぶ「送水施設」、4ページの(5)水道水を一時的に溜める「配水施設」、これらを急所施設としており各表の個所数や延長については、本計画期間内の耐震化整備は計画していません。

6の「避難所等の重要施設に接続する水道管路の耐震化について」であります。

ここでは配水池から避難所等の重要施設までの配水本管と配水支管の水道管路に関する耐震化目標を掲げています。(1)の下水道処理区域内における避難所等の重要施設について、表内「管路延長」の「耐震化適合延長」について、令和5年度末時点の「配水管支管」延長22,540mを令和11年度までに27,540mに、5,000mの配水支管について耐震化を図ります。これは2ページで説明させていただきました、須玉町内の塩川病院外3施設への配水管路としまして、穂足配水池から塩川病院外3施設への配水支管の概ねの延長5,000mとなります。(2)下水道処理区域外における避難所等の重要施設については、本計画期間内の新たな耐震化整備計画はありません。

続きまして5ページの9の「下水道システムの急所施設の耐震化について」であります。まず先程の番号6から、9へ飛んでいます。これは、国が耐震化計画の基本的形式を示しており、示された項目番号の中で、北杜市において該当がある項目として、9まで番号が飛んでいます。下水道システムの急所施設の耐震化について、(1)下水処理場、(2)下水処理場～下水処理場直前の合流地点までの下水道管路、(3)下水処理場～下水処理場直前の最終合流地点までのポンプ場については、それぞれの表の令和5年度末時点数値と令和11年度末の数値に差異がないことから、本計画期間内の新たな耐震化整備計画はありません。

続きまして6ページをご覧ください。10の「避難所等の重要施設に接続する下水道管路等の耐震化について」、(1)避難所等の重要施設～下水処理場直前の最終合流地点までの下水道管路について、令和5年度末時点の管路延長32.52kmに対し、約0.4kmの耐震化整備を図り、令和11年度末に耐震管路延長32.92kmとする整備計画としています。こちらは、2ページで説明させていただきました、須玉町内の塩川病院外3施設に関連し、北杜市役所から須玉第1処理場までの管路のうち、耐震化されていないと考えられる400mの下水道管路の耐震化整備であります。こちらについては、当時の布設状況が明確でない箇所もありますので、予備調査から進めてまいりたいと考えています。

以上、北杜市上下水道耐震化計画の内容について、説明させていただきました。本計画に基づいた耐震化整備事業については、国庫補助の補助率が1/4から1/3に、若干引き上げられるとされています。令和11年までの5年間、この計画に基づき着実に上下水道管路の耐震化整備を進めてまいります。事業の進捗状況を考慮し、5年ごとに計画を見直し、おおむね50年間で避難所等の重要施設に接続する上下水道管路等の耐震化整備を図り、防災・減災対策の強化を推進してまいります。説明は以上でございます。

議長：事務局より説明がありました。この件につきまして、ご意見、ご質問がありましたら、挙手にてお願いいたします。

委員：耐震化計画ですが、想定する地震の大きさはありますか。マグニチュードでも震度でも良いですので、どれぐらいの地震の大きさを想定しての耐震化計画か教えていただきたいです。

事務局： 手元に資料がなく、正確にお答えすることができません。後日どれくらいの強度で、震度いくつぐらいまでなのかといった資料を送付させていただきたいと思っております。申し訳ありませんが、よろしくお願いいたします。

議長： 他にご意見・ご質問ありますか。

委員： この計画の予算は別に作る予定なのでしょうか。

事務局： 財源については、今年度国の内示を受けた中で設計から始めます。設計によって工事費が変わってまいりますので、設計及び調査などを合わせて予算の確定を行ってまいります。また、今年度の調査に関する予算は令和7年3月議会にて補正予算を確保しております。

議長： 他に何かありますか。無いようですので、議事(4)「北杜市上下水道耐震化計画について」は以上といたします。

(5)その他

議長： 最後になりますが、議事(5)「その他」について、何かありましたらお願いします。

委員： 答申の方を提出するということですが、その後のスケジュール、市民説明会やパブリックコメントなどのスケジュールが分かりましたら、教えていただきたいです。

事務局： 今後の主なスケジュールでございますが、まず先ほど議長からもありましており、答申書の提出がございます。次に6月の市議会の方で答申の報告をさせていただきます。その後、8地区での市民説明会を6月下旬から7月末にかけて行っていきます。同時にパブリックコメントも実施していこうと考えております。最後に議会の方へ条例の一部改正を提出していく流れを考えております。

議長： 事務局より何かありましたらお願いします。

事務局： 委員の皆さまにおかれまして、水道料金及び下水道使用料改定について、長い期間を慎重審議いただき、誠にありがとうございました。先ほどご説明いたしましたとおり、この後料金改定に向けて説明会等を進めていきたいと考えております。また、上下水道事業審議会につきましては、下水道の社会資本整備計画の事後評価など、今後ご審議いただく機会がございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

いたします。詳しい日程等は、都度ご連絡させていただきます。

議長： 何かご意見、ご質問ありますか。無いようですので、本日予定していた議事はこれにて全て終了となります。以上で議事を閉じたいと思います。ご協力ありがとうございました。

5 閉会

事務局： 内藤会長、議事の進行ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましては、熱心にご議論いただき、誠にありがとうございました。

次第の最後になりますが、清水副会長より閉会の言葉をいただきたいと思ます。よろしく願いいたします。

副会長： 本日は短い時間ではございましたが、慎重審議をいただきありがとうございました。先ほど事務局からの説明にもありましたが、本日、水道料金改定の答申内容が決まりました。委員の皆さまにおかれましては、長い期間にわたってご審議いただきありがとうございました。委員としての任期はまだ続きますので今後ともよろしく願いいたします。以上をもちまして第4回北杜市上下水道事業審議会を閉会させていただきます。ありがとうございました。

事務局： ありがとうございました。最後に挨拶を交わしたいと思います。ご起立願います。相互に礼。ありがとうございました。

以上

(午後2時44分終了)

上下水道事業審議会	会	長	内藤 歳雄
	議事録署名人		進藤 美久
	議事録署名人		浅川 稔